

平成30年11月13日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年11月13日
(2) 事業者の氏名又は名称	NTK観光バス株式会社 (法人番号: 9011501020717) 代表者 鈴木菜月
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都足立区花畑6-13-13-203 (本社営業所) 東京都足立区花畑6-13-13-203
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	平成30年8月16日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年11月13日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年11月13日
(2) 事業者の氏名又は名称	T S観光株式会社 (法人番号：4011801030750) 代表者 徐榮敏
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都足立区古千谷本町2-5-30-102 (本社営業所) 東京都足立区古千谷本町2-5-30-102
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	平成30年7月25日及び平成30年8月3日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年11月13日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年11月13日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社サンシャイン貿易 (法人番号：9011801019780) 代表者 神林叡子
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都足立区神明南1-1-1 (本社営業所) 東京都足立区六木3-3-1
(4) 行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年8月1日及び平成30年8月7日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)

平成30年11月13日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局山梨運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年11月13日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社芦安観光タクシー (法人番号: 5090002007096) 代表者 青木常治
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 山梨県南アルプス市芦安芦倉599 (八田営業所) 山梨県南アルプス市六科1587-20
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項
(6) 違反行為の概要	平成30年9月19日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1) 疾病のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 11点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)